

平成 14 年 12 月 25 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 13 年(ワ)第 26038 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成 14 年 10 月 23 日

判 決

東京都新宿区

原 告 深 見 友 紀 子

訴訟代理人弁護士 山 上 芳 和

同 藤 井 圭 子

同 元 橋 一 郎

東京都八王子市

被 告

東京都八王子市

被 告

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して金 1000 万円を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、原告が、被告との間で 16 年近くかけて築き上げてきたパートナーシップ関係について、被告が突然かつ一方的にその解消を通告した上、被告と婚姻したことによって精神的損害を受けた旨主張し、民法 709 条、710 条、719 条に基づき、被告らに対し、連帯して慰謝料 1000 万円を支払うことを求めている事案である。

1 前提となる事実

(1) 原告は、昭和 32 年 3 月 1 日生まれで、東京医科歯科大学歯学部を中退後、東京芸術大学音楽学部に入學し、同大学を卒業後、同大学大学院を修了し、現在、富山大学教育学部の助教授である。

被告は、昭和 30 年 3 月 18 日生まれで、多摩美術大学を卒業後、東京芸術大学大学院を修了し、東京都内の百貨店に勤務している。(甲 7)

年に知り合ってから平成 13 年 5 月までかかる関係が続けてきた。

イ このように、原告は、被告■■■■との間で、相互に納得した上で、同居を前提とせず、15 年以上もの間、協力・扶助関係を築いてきた。原告と被告■■■■との関係は、単なる仕事上のパートナーでなく、また、単なる刹那的な男女関係を楽しむという関係でもなかった。このことは、原告と被告■■■■とが共有した 15 年という歳月及び原告と同被告との間に、原告のことを「お母さん」と呼び、同被告のことを「お父さん」と呼ぶ子供が存在することからも明らかである。また、原告と被告■■■■との関係が永続的なものであることも、同被告が従前から自分の通夜の采配を原告に依頼していたことから明らかである。原告は、15 年以上もの間、被告■■■■と相互に協力・扶助し合い、未だ形式にとらわれがちな一般社会がどのように評価するかは別として、少なくとも 2 人の間では、納得した上で変則的な男女関係・家族関係を作ってきた。原告のみならず、被告■■■■がこうした家族関係に納得していたことは、富山大学の学生からの質問に対する同被告の回答や、原告と同被告とのことを書いた記事に自ら目を通し、添削していることから明らかである。

ウ 原告と被告■■■■とは、夫婦と同様に長女の養育について話し合ったりもしている。また、平成 13 年 5 月 2 日に被告■■■■が一方向的に別れを告げる約 2 か月前の同年 2 月 20 日には、同被告は、2 人の関係を新聞紙上で自ら語ることを希望し、1 か月前の同年 3 月には、銀座に新しくできたホテルに同泊し、わずか 2 日前の同年 4 月 30 日には、一緒に京都旅行に行くことになっていた。このように、同年 5 月 2 日に被告■■■■から一方向的に別れを告げられるまで、原告と同被告との関係は、従前と全く変わることはなく、原告は、同被告との関係が今後も継続されることを信じて疑わなかった。

エ 原告と被告■■■■とのこれまでの関係に鑑みれば、上記のように原告と同被告との間で、終生、相互に協力し、扶助する義務が存在すると同時に、正当な理由なく一方向的にこれを破棄することができないことは勿論のこと、同被告との関係が今後も継続するとの原告の期待は、法的保護に値するものである。

オ 被告■■■■は、原告と被告■■■■とが法律上の婚姻をしておらず、同居もしていないが、両者の間には 2 人の子供があり、法律上の夫婦と同視される関係が築かれていることを熟知したうえで、被告■■■■と交際し、婚姻したものである。被告■■■■の原告及び周囲に対する配慮を欠いた軽率な行為は、被告■■■■の行為とともに原告の感情を著しく傷つけた。

力 したがって、被告らの行為は、原告と被告[]とが16年近くかけて築いてきた夫婦関係とも同視すべきパートナーシップ関係を破壊するものとして、不法行為を構成するものであり、上記被告らの行為により原告が受けた精神的苦痛は多大なものであり、原告が受けた精神的損害は金銭に評価すると1000万円が相当である。

(2) 被告[]

ア 被告[]は、婚姻制度に矛盾を感じていたものの、当初より法的な婚姻に消極的であったわけではない。原告との関係は、全国仲人連合会という結婚相談所を通じて知り合ったもので、むしろ法的な婚姻を念頭においていた。原告と被告[]とは、交際を続けるうちに相互の意見が対立するに至ったが、原告は、歩み寄りをみせず、かといって、関係を解消しようともせず、一方的に被告[]による婚約の破棄を口にするようになった。被告[]は、当時、原告から、原告が過去に婚約破棄に関する訴訟で当時の婚約相手から多額の金銭を巻き上げたと自慢げに何度も聞かされており、また、実際に本件報告状を関係者に送るなどしない限り、婚約不履行の訴訟を起こすと通知してきたため、当時の原告と異なり社会的な立場にあった同被告は、穏便に事態の收拾を図ることを第一と考えて、連名で本件報告状を送るという妥協を行った。

イ その後、原告と被告[]とは、断続的に関係を持ったが、原告が主張するようなお互いが自由に行き来するといった関係にはなく、パートナーとはいえない一方的な関係であり、被告[]は、原告によって原告の奉仕人という関係に立たされ続けて平成13年4月まで至った。原告の主張によれば、原告と被告[]とは、15年以上もの間、精神的に支え、相互に補完し合って生活してきたとあるが、お互いの生活それ自体がそれぞれに自立しており、相互補完の事実は全くない。

ウ また、原告と被告[]との間の2人の子供の存在は、何ら終生にわたる契約の存在を裏付けるものではない。原告と被告[]とは、2度の出産に対し、婚姻及び離婚の法的手続を踏んだ出産を行っているが、これは子供が非嫡出子として社会的な不利益を被らないようにとられた措置であって、原告が法の効力をよく理解している証拠でもある。したがって、法の下に2人の子供を出産した事実は、逆に、原告の主張する精神的協力や扶助関係について法的な契約を結ばなかった理由とはならず、むしろ相反する事実である。仮にも、原告と被告[]との間に何らかの了解事項が存在していたのであれば、必ずそれを明文化していたはずである。

(3) 被告[]

被告[]の住居には、女性の持ち物はおろか、洗濯機等の生活用品は全くなく、原告と被告[]との関係は事実婚ですらなかった。普通の婚姻関係にある夫婦のどちらかが突然に両者の関係を破棄できるものではないが、原告と被告[]との関係は、夫婦と呼べるものではなく、被告[]に責任はない。

第3 争点に対する判断

1(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告[]は、本件報告状に「お互いにとって大切な人であることにはかわりないため、スープの冷めないくらいの近距離に住み、特別の他人として、親交を深めることに決めました。」と記載したとおり、昭和61年4月15日ころ、当時原告が住んでいた東京都新宿区喜久井町にごく近い東京都新宿区戸山に住居を求めて引っ越してきた。その後、原告がピアノ教室を開き、休日に被告[]がそのピアノ教室の子供達に絵画を教えるなどし、双方の家を行き来していた。また、平成2年4月に被告[]が東京都八王子市内の自宅に移ってから、同被告の勤務先が池袋であったことから、原告の家に泊まり、原告の家から出勤するということがあった。しかし、原告と被告[]とは、住居は別で、合鍵を持ち合うことも、被告[]が原告宅に泊った時に一緒に食事をとることもなく、また、生計もお互いが自分自身の分を管理し、相談することもなく、共有する財産もなかった。(甲2、甲24、乙4の1、乙24)

イ 被告[]は、年齢的に自己の後継者を欲するようになり、原告に子供の出産を求めるようになった。これに対し、原告は、一般的に子育てが一方的に妻に押しつけられ、仕事を持つ女性が、仕事と子供の養育の両立に疲弊していると考え、出産には消極的であったが、被告[]が強く望んだため、同被告が出産に関する費用及び子供の養育について全面的に責任を持つという約束のもと、平成元年6月6日、原告の希望する出産方法(ラマーズ法による立会出産)で長女を出産した。長女の出産に際しては、子供が法律上(戸籍上)不利益を受けることがないようにとの配慮や、配偶者の出産に対する補助金を受領する関係から、原告と被告[]は、長女出生の日から同年9月26日までの間だけ婚姻入籍することとし、原告の要求を被告[]が受け入れ、原告の姓を選択した上で婚姻届出をした。原告は、上記約束に基づき、長女の妊娠及び出産の際の通院費、医療関係費及び雑費等を被告[]に請求して受領し、また、原告は、被告[]の親から出産費用等として約650万円を受け取った。長女は、出生後、静岡県浜松市内に住んでいた被告[]の母[]に引

き取られ、その後、[]とともに東京都八王子市内に転居して2人で暮らしている。(甲24, 甲27, 乙5の1, 乙5の2の1ないし4, 被告[])

ウ 原告は、被告[]が望んだため、再び妊娠し、平成5年2月10日、長男を出産した。原告は、双生児を妊娠していることが判明した時点で、原告の身体的負担などを考えて中絶することを希望したが、被告[]は、中絶に対する罪悪感を抱いていたことなどから、これを拒否し、入院中の原告に暴力を振るったこともあった。原告は、自分のキャリアを守るため、生まれてくる子供に対する養育の放棄を希望し、原告と被告[]とは、平成4年11月17日、双生児の出産にあたり、公証人の確定日付のある証書で、被告[]を「甲」とし、原告を「乙」として、下記のような取り決めを行った。

記

乙並びにその家族は、双生児の出産後、その養育に対し、労力的・経済的な負担をはじめとする一切の負担を免れるものとする。甲はこれを了解し、乙並びにその家族に養育上の一切の負担がかからないことを保障する。

例外事項として、授業参観など、双生児のいずれか、あるいは両方が望む事項については、乙は乙の都合の許す範囲内であれば、乙自身の判断に基づき、時間的・労力的な養育を負担するものとする。ただし、この場合は、甲は乙にその負担に対し代価を支払わなければならない。なお、代価の額については、甲乙がその都度、合議の上決定する。

乙は出産後、双生児に対して甲が決定する養育内容について、いかなる場合においても異議は申し立てず、また異議申立ての権利を放棄する。

長男の出産は、一卵性双生児の一方が出産後間もなく死亡するという異常出産で、原告自身も一時的に危篤状態に陥り、2か月間入院した。原告と被告[]とは、長男出産の際も、長男の出産届出をした平成5年2月19日から同月23日までの間、原告の要求どおり、原告の姓を選択した婚姻届出をして入籍した。なお、長男は、前記合意に基づき、被告[]に引き取られたが、被告[]の判断で施設に入れられ、同施設でそのまま養育されていたが、被告らの婚姻によって、平成14年3月、被告らに引き取られた。(甲9, 甲10, 甲12, 甲24, 甲27, 乙25, 乙26, 原告, 被告[]))

エ 原告の長男出産に当たっては、原告と被告[]との関係が悪化し、前記ウのとおり被告[]の原告に対する暴力行為や、同被告による原告宅の玄関ドアの

損壊事件などがあつた。原告は、長男出産後、担当医に宛てた平成 5 年 4 月 26 日付けの手紙の中で、下記のように記載している。

記

「私と■■■■，長女，長男の関係について」

私は、私を傷つけたり、私に不利益を与えた男を、一瞬にして自分の人生から抹消して生きてきました。長期入院は不利益以外の何物でもありませんし、妊娠による失業期間中の不利益を彼から私に補填するという契約が不履行になったことが加わり、退院後■■■■とは人間関係を切りました。・・・私と彼は共有するものや財産なども一切ないので、関係を遮断するためには、彼が私に会いに来なければよいだけです。他人は 8 年目の破局と捉えるでしょうが、8 年も続いたというのは、私自身の 20 代の頃を振り返るならば奇跡に近いと思っています。長男は誕生する前から私に不利益を与えた男ですので、生後 3 日目に一度見ましたが、同じ理由で二度と彼には会いません。このことについて、■■■■の母から、長女に会って、長男に会わないのは子供間で不公平であるとの指摘があり、それに対しては納得できましたので、まだ■■■■サイドには伝えていませんが、長女に関しては、彼女が自分の意志で私に会いに来れるまでは会わないということに決めました。

「私の立場」

私は「独身の中の正真正銘の独身」ですので、子どもを生んであげているだけエライでしょ、という風に思っています。育児に苦労とともに、喜びもあるという一般女の発言を受けるならば、その両方を放棄しているならば、チャラということになるはずです。

「私が子どもを産んだ理由」

育児などまっぴらの私が子どもを産んだ理由は、子どもを産んだ女、産まない女、産めない女の 3 カテゴリーのうち、自分を産んだ女の中に含めることによって、私の人生がさらに有利に展開すると思ったからです。一人だけでなく、二人産むことに応じたのは、はずみでそのカテゴリーに偶然入ったのではなく、もっと確信犯的であることに、誰のためでもなく、自分自身のためにしておくのもいいかなあというカケでした。・・・私にとっての子どものイメージは、幼児ではなく、まして赤ん坊でもなく、自分が 60 代になった時に、最も実力のある世代である 30 代に成長した子どもです。その成長過程が格好の臨床例となるであろう長男は除外するとして、長女については、少なくともそう捉えています。そして、要するに育児にはまった

く手を貸していない分、どのように成長しても裏切られるということはありません。
「■■■■を刑事告訴することについて」

3月29日深夜、■■■■がブロックで私宅の2Fドアを破壊するという事件が起こりました。・・・ちょうど長男が退院する日に告訴状を見舞わせるよう、頃合いを見計らっています。民事訴訟にしないのは、喜んでもらうて、ナンボの私が、ドア代ぐらいニコッと笑えば稼げるので、刑事罰の方が面白いし、単なる警察当局への罰金から、さらに大きく発展して彼を不利にする可能性があるからです。

また、同年5月4日ころ、原告の母が被告■■■■に宛てた手紙の中には、国民健康保険の医療費を原告が払戻を受けた行為を同被告が問題にしていることについて、「友紀子がライフワークとしている女性問題にからめて民事ではどのような判断がなされるか成り行きを楽しみに見たいので是非民事に持ち込んで請求して頂きたいと友紀子は申しております。そのための手続きその他方法がわからなければお教えしたいとも言っております」との記載がある。(甲9,乙6)

オ 長男出生後、原告と被告■■■■とは、半年間ほど絶交状態にあったが、その後関係が修復し、被告■■■■が原告の原稿の校正を行ったり、原告の研究分野に関する資料を送付したり、一緒に旅行するなどしていた。また、原告は、平成8年ころから富山大学教育学部で教鞭をとるようになったが、被告■■■■は、平成12年6月17日に原告が富山市内にアパートを借りるにあたっての連帯保証人となったり、原告が富山大学で総合科目「ジェンダー論」の講義を行うに際し、原告の求めに応じ、講義資料として自己の戸籍謄本を提供したり、学生にメッセージを寄せるなどの協力をした。他方、原告は、被告■■■■が提出する書類の作成をしたことがあった。(甲3,甲6,甲15,甲21,甲24,乙26,被告■■■■)

カ 被告■■■■は、武蔵野美術大学の通信教育で学びながら、西武百貨店のカルチャースクールの芸術系の教務のアルバイトをしていた平成12年ころ、同芸術系の責任者である被告■■■■と知り合い、思いを寄せるようになった。被告■■■■は、平成13年3月に上記カルチャースクールのアルバイトを辞め、別の会社に勤めたが、同年4月に被告■■■■の自宅を訪れ、同被告と親しく話し、原告と被告■■■■との間には2人の子供がいることも理解した上で、被告■■■■との結婚を決意した。(乙25)

キ 原告と被告■■■■とは、平成13年5月のゴールデンウィークに京都旅行に行くことにしていたが、同被告がこれをキャンセルし、原告は一人で旅行に出かけた。同

年5月2日、被告[]は、東京駅に戻ってきた原告に対し、突然本件手紙を渡し、他の女性と結婚する旨告げた。本件手紙には、「今後は今までのような会ったり、電話をしたりするような関係は持てない。もう深見はボクを必要としないのじゃないかな。ボクから見ても昔に比べ、まあ、世間というものがワカって来たのだから、今後についてはさほど心配はしていない。・・・たぶん深見は現象しか見ないから、[]も小者で俗物だったね、と思うだろうけれど。・・・ボクは深見に対し、深見の求めに対し、よく通ったし、何よりも、色々な面で今の位置まで何とか導いてきたと思う。」などの記載がある。(甲8, 甲24)

(2)原告は、2人の関係者の間では、被告[]は原告の夫として認識されていた旨主張し、甲第18号証の原告宛の手紙には「ご主人」との記載があることが認められるが、上記手紙が書かれた経緯は明らかでなく、にわかに採用できない。

また、原告は、被告[]が自分の通夜の采配を原告に依頼したとして、2人の関係は永続的な関係である旨主張する。しかし、通夜の采配の依頼が記載されているという甲第8号証は、いわば被告[]が原告との関係を破棄するとした手紙であって、永続的な関係を求めるはずはない上、その文章からも通夜の席における生演奏の依頼であることが認められるから、原告の主張は採用できない。

他方、被告[]は、原告と被告[]との関係は、パートナー等の関係ではなく、被告[]が原告によって原告の奉仕人という関係に立たされ続けてきたという関係である旨主張し、証拠(乙14の1ないし6, 乙15)によれば、被告[]は、原告に命じられて原告の自宅の掃除や原告の用をしていたことが認められるが、同事実をもってしては、従属的な関係のみであったとはいえず、また、上記被告[]の主張に沿う同被告の陳述書(乙24, 乙26)や被告[]の尋問結果は、客観的事実に合わないあいまいかつ不自然な点が多く、甲第8号証の記載に照らしてもにわかに採用することができない。

2 上記認定事実によれば、原告と被告[]の間には、意識的に形成された長年にわたるパートナー関係が認められ、また、その間には2人の子供がいるとはいうものの、その生活形態、相互協力の程度、子供の出産及び養育過程等に照らして考慮すれば、その関係が(特に長男出生後は)、法律上の夫婦同様の関係であるとまではいうことができない上、原告が主張するような、終生、相互に協力し、扶助する義務があり、一方当事者の意思で解消することができない永続的な関係であるとは解することはできない。

原告は、被告[]においても、原告と同被告とが原告の主張するような内容のパートナーシップ関係にあることを納得していた旨主張し、原告と同被告とのことを書いた記事に同被告が自ら目を通し、添削していることや、原告が富山大学で総合科目「ジェンダー論」の講義を行うに際し、同被告が原告の求めに応じ、講義資料として自己の戸籍謄本を提供したり、学生にメッセージを寄せるなどの協力をしていることなどの事実を挙げる。しかしながら、証拠（甲3ないし5、乙26、被告[]）及び弁論の全趣旨によれば、被告は[]、原告の主張するところとは別の独自のジェンダー論を持っていて、上記のような対外的な行動をとったのは、自己のジェンダー論と原告との考え方の違いを明らかにしておきたいという考えによるものであったこと、原告と被告[]とのパートナーシップ関係が、新しい男女関係の在り方として雑誌や新聞等にも紹介されたことも、主として原告の活動や意見表明等が中心であることが認められるから、原告の上記主張は採用できない。

また、被告[]が原告の論文の校正を行い、一緒に旅行をしたりしていたことは前記認定のとおりであるが、被告[]による原告の論文原稿の校正も、報酬としての単価が決められ、同被告はその収入を目的として行っていたことが認められ、原告の主張する被告[]に対する仕事上の協力・援助もまた格別のものとはいえないから、原告の主張するような強固な相互補完の関係であったことの証左となるものではない。

したがって、たとえ、原告が、被告[]との関係について今後も継続することを期待していたとしても、その関係の継続を被告[]に強制できるものではなく、（なお、被告[]における原告と同被告との関係の打ち切り方が突然でやや一方的であるが、）原告の期待権が侵害されたものとして、その精神的苦痛に対する法的な賠償を被告らに求めることはできないものというべきである。

第4 よって、原告の被告らに対する本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判官 柴田寛之

平成14年12月25日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 手嶋健一郎